

精神障がい者の再就職支援のための音楽療法の効果 — Aさんの事例を通して —

The Effect of Musical Therapy on Rework of the Mental Patient (Case Study)

大日方 重 利
福 田 ゆ み

はじめに
I. 対象者
II. 療法の目標および方法
III. 経過・結果
IV. 考察
終わりに

はじめに

一般社会において心身に何らかの障がいを持つ個人（以下障がい者と称する）が、個人としての尊厳を認められ、どのような処遇を受けているかということは、その社会の成熟度や文化のバロメーターであるといわれる。また我が国においても、第二次大戦後の民主主義理念の実現の一環として、障がい者の社会参加なかでも経済活動への参加を保障すべく法制度やそれに基づく施策が図られてきているが、戦後70年近く経ったとはいえ、まだまだ十分な状況とはいえない。

例えば厚生労働省の報告によれば、2013年に障がい者の法定雇用率（1.8%）を達成した企業数は40数%であって半数にも達していないの現状である。さらに雇用されている障がい者の内訳にも大きな違いがある。すなわち身体障がい者の70代に対して知的障がい者は約20%と少ないが、精神障がい者にいたっては僅か数%に過ぎない。

このように特に精神障がい者の雇用率が低いのはなぜであろうか。そのわけの重要な一つは雇用促進の法的制度の不十分さにあるといえる。すなわち、現行の「障がい者の雇用の促進等に関する法律」は、もともと身体障がい者と知的障がい者の雇用促進を主としており、本法律によれば精神障がい者の雇用は、

身体障がい者や知的障がい者の雇用を含めて人数が算定される。換言すれば、事業主は精神障がい者を全く雇用しなくても、身体障がい者もしくは知的障がい者を一定人数雇用すれば、法定雇用率を満たすことができるということである。それゆえ、精神障がい者の雇用率を高めるためには、精神障がい者に限った法定雇用率を制定する必要がある。時期遅しの誹りを免れないであろうが、幸いにも2018年度から精神障がい者の雇用が義務化されることになっている。

また法的整備だけでは十分とは言えないであろう。雇用主や同僚たちの理解や意識改革がなされ、障がい者が安心して働くことのできる職場環境の整備も欠かすことができない。さらに障がい者の日常生活行動や労働の意欲を認め、精神的なサポートをしていくことも必要である。これらのベクトルがうまく協同的に作用することによって、障がい者の経済活動への参加が保障されることになるであろう。

精神障がい者の就労やその継続への精神的支援のためには、さまざまな手立てが考えられるが、本稿では音楽療法による支援の効果を検討する。既に、音楽療法もしくは音楽活動について教育、福祉、医療などさまざまな分野における効果が実証されているが、古代

から労働と音楽活動は不可分の関係にある。例えば、田植え唄や舟歌などは、労働の集団的な意欲を高めるとともに労働の辛さを癒す心理療法的（音楽療法的）な効果もあると考えられる。また、上述のごとく音楽療法はさまざまな精神障がい者に対して、心を癒したり、心情を表現したり、乱れた心を整えたりする効果がある（村井1995, Bunt&Stig2014）。

これらの事柄に鑑みて、本研究では障がい者の就労支援のために音楽療法が有効であろうとの仮説に基づいて実践が進められた。

I. 対象者

個別音楽療法を受けた対象者Aさんは、青年期になってからある種の精神障がいと診断された20歳代の女性である。Aさんが再就職を目指して個別音楽療法を受けるようになるまでの生活史の概略は以下のとおりである。

まず家族は両親（共働き）、祖父、本人の4人家族である。Aさんは3歳で保育所に入所した。発達に関してやや遅れ気味であったが特に支障はなかった。公立小学校に入学後も、4年生までは通常学級に在籍していたが、5年生になる際に特に算数の授業の困難を訴えて、Aさん自身の希望もあって、算数など一部の教科について特別支援学級での指導を受けるようになった。その後時には「いじめ」も経験したが、教師や保護者の適切な対応のため、あまり継続しないで済んだ。小学校卒業後は特別支援学校の中等部と高等部で学んだ。

小学校時代から運動することが好きで、中・高の6年間を通して卓球部に所属して楽しんだ。また、小学校のころから絵画とピアノのレッスンを続けていた。

高等部卒業後に商店に勤務した（1日5時間で週5日勤務）。Aさんには働く意欲は十分あったが、職場同僚との会話において内容的に理解しにくいことがあり、しんどかったという。夜は公立高校夜間部に通学しており、4年後の卒業とともに同商店を退職し、同年4月に美術専門学校に入学した。しかし、同級生たちとの絵画技術のギャップに悩んだり、不注意な言葉に傷ついたりしたために、

数か月後に一人で外出することができなくなり、専門学校を退学した。

その後半年間ほど自宅で過ごしていたが、両親の勧めにより個別音楽療法を受け、再就職を目指して心身の調子を整えようと考えた。

なお、対象者や家族のプライバシー保護のため、上記および以下の記述内容は若干変えられている。

II. 療法の目標および方法

1. 療法の目標

セラピスト（筆者の一人の音楽療法士）は、初回面接においてAさんと母親に音楽療法の意義、進め方、効果などを分かりやすく説明し、療法を継続するように勧めたところ、本人は十分に理解し治療意欲も持つことができた。これはまた、Aさんが年少時からピアノのレッスンを受けてきて、音楽活動に馴れ親しんでいたことも与っていると思われる。目標についても、セラピストはAさんの考えや希望をよく聴き取ったうえで、次のような短期目標と長期目標を設定した。

[短期目標]

- ①クライアント（Aさん）が好きな音楽や好きな音をセラピストが認知すること。
- ②セラピストはクライアントと共に音楽を演奏すること。

[長期目標]

- ①日常生活の望ましいリズムを回復すること。
- ②再就職すること

2. 方法

(1) 音楽療法実施のためのアセスメント

まず音楽療法のセッションに入る前に、上記のごとく目標を設定したり、実施プログラムを作成したりするために音楽療法のためのアセスメントを行った。アセスメントは、アメリカ音楽療法協会が示している「音楽療法査定（アセスメント）」（廣川恵理訳）にもとづいて、Aさん本人と母親のそれぞれから情報が集められた。その概要は以下の通りであ

る（一部の項目は、上記の「1. 対象者」の内容と重複するため省略して示す）。

- a. 医学的診断：精神障がい（障がい者手帳有り、投薬有り）
- b. 生育歴：省略（上記のとおり）
- c. 音楽歴：8歳ころからピアノ教室に通う
- d. 音楽技術：楽譜を見ながら両手でピアノを弾くことができる
- e. 音楽の好み：学校で歌唱した歌、アイドルのヒット曲
- f. 社会的技能/技術：交通機関の利用は一人で可能、自分の金銭管理ができない、約束の時間が守れないなど
- g. 認知機能/技術：食事・排泄・衣服の着脱・入浴・移動などは自立できているが、認知機能は全般的に低い（障がいは軽度レベル？）
- h. 視聴覚：異常なし
- i. その他、強化子等の好み：ディズニーのキャラクター商品を好む
- j. 感覚面/環境的なニーズ：幼少時から芸術文化に親しんでいる
- k. 外観：明るい服装でおしゃれである
- l. 長所：関心事が多く探究心に富んでいる
- m. 現在のニーズ：優しいボーイフレンドと交際したい
- n. 小目標：上記の短期目標と同じ
- o. 大目標：上記の長期目標と同じ

さらにアセスメントを精緻化するために、毎回のセッションにおいてもクライアントの様子を観察したり、時にはクライアントや母親に質問をしたりした。

(2) 事前の説明

セッション開始に先立ってなされた第2ステップとして、個別音楽療法はどのように進められるかを事前に理解してもらうために、クライアントと母親に対して上記のアメリカ音楽療法協会による「アメリカ音楽療法協会の実践基準」(廣川恵理訳)に沿って説明をす

るとともに、筆者のセラピストが行っている個別音楽療法場面のビデオの視聴により、理解を深めてもらった。

(3) 療法プログラムの実施

200X年3月から、毎月3回のペースでほぼ1年間にわたり全37回のセッションの個別音楽療法が実施された。1週間に1回のペースであるが、毎月の最終の週はセラピストの都合で休みにした。また各セッションの時間は50分であり、各セッションでは付き添ってきた母親も同席した。母親同席によりクライアントの安心感が得られたようである。

使用した楽器は主にピアノであるが、その時や場の状況に応じてクライアントの好きな弦打楽器も使用して演奏をした。

実践プログラムは、上記のアメリカ音楽療法協会の実践基準に従って作成された。プログラムの各セッションにおける基本的な流れは次のとおりである。

- ①まず母親も含めて和やかに挨拶を交わしたりして、クライアントの緊張感を解きほぐす会話を交わす。
- ②静かな音楽を聴きながらクライアントから近況を話してもらう。その際セラピストは熱心に傾聴する。
- ③クライアントとセラピストが一緒に、クライアントが好きな歌（曲）を歌ったり、演奏する。この際、クライアントの取り組みを鼓舞するための声掛けをしたり、僅かな上達も認めて褒める（正のストローク）。
- ④クライアントと一緒に次回のセッションの内容を話し合い、終わりの挨拶をする。この際、次回のセッションへの動機づけになるような言葉をかける。
- ⑤クライアントと母親が退出後、セッションの流れを記録し、かつ次回における留意点などを確認する。

III. 経過・結果

全37回にわたる各セッションの経過について、クライアントの心理状態や行動を全体的に評価して、4つの時期に分けることができ

る。以下、それぞれの時期の特徴及び特筆すべきいくつかのセッションについて述べることにする。

[第1期：音楽活動への親しみの回復 セッション1～セッション4]

クライアントは8歳ころからピアノを習いはじめ、高等部を卒業するまで続けていたが、その後は何年間かピアノから離れていたの、演奏や歌唱など音楽活動への親しみを回復するという、いわば音楽療法への助走の時期である。

・セッション1

中学生や高校生の時習っていたピアノ教本を持参してもらい、復習をした。中学・高校時代に師事していたピアノ講師と、どのようにレッスンをしていたかを話し合いながら、ピアノ演奏を進行すると安心した表情で「前の先生とやり方が一緒や」と言った。

久しぶりにピアノを触ったためか、たどたどしい演奏で『川はよんでいる』を両手で演奏した。セラピスト(筆者)は、「とっても上手やね。」と何回も、演奏中に声をかけると、Aさんの緊張した表情が緩んだ。

以後のセッション2から4まで、ほぼ同様なやり取りが続いた。

[第2期：音楽療法への積極的な取り組み セッション5～セッション22]

クライアントは、以前のように単にピアノのレッスンということだけでなく、一緒に音楽活動をしながセラピストと会話をするという療法的な取り組みを意欲的にするようになり、日常の精神状態の安定が図られた時期である。

・セッション5

5線譜の音符を思いだしながら、ほぼ正確に音符を読譜して『大きな古時計』を演奏した。右手、左手それぞれの片手では正確にリズム演奏ができたが、両手による演奏は不正確で間違った。このことに引き続いて、「養護学校のとき、勝手にツリーチャイムを触って怒られた。」と言いながら、ツリーチャイムを鳴らした。

また「養護学校のとき、わたしの好きなよ

うに木琴を叩いて先生に怒られた。」と言いながら、木琴を叩いた。さらに、

「お父さんに、勝手にパソコンを触って怒られた。」

「お父さんに背中を叩いて怒られた。セクハラや。」

「お父さんに帰ってくる時間が遅いと言って怒られた。」などと、過去の嫌な経験を続けて発言した。

セッションの終了後、母親に対して、6回目のレッスンの時にAさんに「褒められたことは何かあるの？」と質問することを予告した。

・セッション6

音楽活動を始める前にクライアントはセラピストに、当日の来談するまでの出来事を話してくれた。

「お母さんと、昼ごはんをフレンドリーで食べた。」

「夜、お母さんが焼肉をしてくれた。お母さんと肉屋さんに一緒に買い物に行った。お母さんがどのお肉にする？と、私に尋ねてくれた。」

「陸上の試合の日、お父さんが、B競技場まで見に来てくれた。お父さんが私のタイムを計ってくれていた。」

今回新たに、「大きな古時計」の楽譜が読譜し易いように、クライアントが自分で、ピアノ演奏を繰り返し間違える音に、鉛筆で書き込みを入れるようにセラピストが提案をした。Aさんは、セラピストの提案を快諾してくれた。

・セッション7

クライアントは前回の提案を覚えていて、演奏の途中で書き込みを入れながら『大きな古時計』を両手で演奏をし、その効果があったのでほっとした表情を示した。

・セッション8

音楽活動をする前に30分以上、クライアントはセラピストに過去のことを話し続けた。

「小学校の時、『算数がわからない。』と、担

任の先生に自分で言った。お父さんとお母さんが、なかなか解ってくれなかった。でも、『Aがなかよし学級にいきなかったら、そうしたらいいよ。』とお母さんが言ってくれた。」

「この時は本当につらかった。」

「高校のときも、しんどかった。」

「お店で働いていた時も、しんどかった。」

セラピストが「働いていたとき、どんなことがしんどかったの？」と尋ねた。

「同じ職場の人と、仕事帰りにマック（マクドナルド）やミスド（ミスタードーナツ）に寄って、色々話をした。皆の話している内容がわからへんこともあって、しんどかった。でも、解かったフリをしていた。」と答えた。

後ろで聞いていた母親は、「Aは何が分からないのか。どの程度分からないのか。どんなふうに分からないのか。それがよく私にはわからないので困っている。」と発言し、さらにAに向かって「分からないことは、ちゃんと人に言いなさい。」と言った。

その後、セラピストはその場の雰囲気や和らげるためにピアノ演奏はせずに、『翼をください』と一緒に歌唱した。

・セッション9

来談するとすぐに、クライアントは最近の経験を話し始めた。

「電柱が見張っていて、一人で外に出られない。」

「電波が走っている。」

「パトカーが追いかけてくる。」

「自転車に乗ってたら、止まろうとしても、止まらなくなった。」

30分以上、母親が止めるまでクライアントは話し続け、セラピストはそれを傾聴した。

最後に、『翼をください』をセラピストのピアノ伴奏に合わせて歌った。数回、繰り返して歌っている途中から、クライアントは手話をしながら歌った。セラピストはそのことを肯定的に受け止めて、「次回は、私(セラピスト)とお母さんに手話を教えてね。」とクライアントにお願いすると、うなずいてくれた。

・セッション10

いつものようにまず、過去の経験を話した。「美術の専門学校の時、学校の先生とアメリカに行った。アメリカの動物園で絵を描いていたら、描く紙の大きさが違うと先生に怒られた。」

「どの紙がB5なのか、どの紙がA4なのか、紙の大きさがわかれへん。」と何回も訴えた。

その後、『大きな古時計』をセラピストと一緒にピアノ連弾で演奏をした。

最後に、母親と一緒に『翼をください』の歌を歌いながら、セラピストに手話を教えてくれた。お礼を言うところクライアントは大変満足そうな表情を示した。

・セッション11

クライアントが、養護学校の卒業記念CDを持参したので、最初にそのCDに録音されていた『翼をください』と一緒に聴いた。

CDを聴きながらクライアントは、地下鉄の乗って養護学校に通学をしていたことや、(セラピストも知っている) Bちゃんと一緒に通学していた話をした。

「Bちゃんのお父さんはいつも、Bちゃんの後ろからそっと、くっついて歩いているねん。」

「Bちゃんのお父さんはBちゃんを学校まで送ってから、会社に行っている。」

「Bちゃんのお父さんは優しいので好き。BちゃんとBちゃんのお父さんは仲良しやねん。」と羨ましそうに話した。

クライアントが話を始めてから30分以上経過していたが、もっともっと話をしたそうであつたので、そのまま聴くことにした。

「美術の専門学校の先生と絵画先生の教え方が違ってしんどかった。」

「お父さん、お母さんに怒られた。」

「一人で外に出かけようと思っても、アンテナに見張られていて、出かけられない。」など。

セラピストはゆっくりと優しい口調で、「そう、怖いね。」「つらいことね。」と優しく応答するうちにクライアントは次第に落ち着いて

きた。

「そろそろ、ピアノを弾こうか」とセラピストが聞くと、「うん。」と頷いた。

本人にとって心地よいリズムや速さと一緒に『大きな古時計』歌いながら、ピアノ伴奏もした。

・セッション12

音楽療法への取り組みがかなり積極的になってきたので、音楽療法で演奏した楽曲を、週2回自宅で復習することをクライアントと約束をした。

同時にセラピストは、2枚のシールをクライアントに渡して、自宅でピアノの練習をしたら、その都度レッスンノートに貼るように伝えた。

・セッション13

前回約束した復習は、1回だけして来た。

「復習する曜日を忘れてしまう。わからなくなる。」と訴えたので、二人で話し合っ、練習する曜日を決めた。更に、練習する曜日には、その日の午前中にセラピストがクライアントにメールを送ることにした。

・セッション14

週2回の復習ができていた。

音の強弱に注意をしながら、ピアノが弾けるようになった。

最後に、「結婚したい。」とか「養護学校のボーイフレンドじゃなくて、普通の人の友達が欲しい。」などと話した。

[第3期：音楽療法への発展的取り組み セッション23～セッション32]

これまでのように最初に自分の過去や最近の出来事をしゃべることが少なくなって、すぐに音楽活動に取り組むようになってきた。また、自分が気に入っている最近のアイドルグループの曲をリクエストして演奏するようになった。

・セッション23

身体を左右に揺らしながら、『赤鼻のトナカイ』を一緒にピアノ演奏した。ピアノを弾

き始めて10分ほど経過した頃から、演奏中に身体や指先の緊張が解きほぐれて柔らかくなったきた。

「身体が、楽になってきた。」

「息がしやすい。」

「身体がキーンとなれへん。」

『赤鼻のトナカイ』の演奏後に、セラピストは「身体が楽になって、とても上手に弾けたね。」と褒めると、クライアントも嬉しそうにニコツとした。

・セッション26

音楽活動終了後クライアントは、クリスマスが近づいてきたので友達にクリスマスカードを贈りたいと話し出したので、「〇〇駅の△△店に、いっぱいかわいいクリスマスカード売ってたよ。」教えると、そこのお店に行ってみようかなと元気よく応答した。

・セッション27

以前は「電柱に見張られていて、一人では怖くて外に出られない。」と言っていたが、来談日の数日前に一人で外出して、セラピストへのクリスマスカードを買ってきてくれた。

最後にアイドルグループ嵐の『マイガール』を演奏したいとリクエストしたので、次回までにセラピストが楽譜を用意することを約束した。

[第4期：再就労への飛び立ちと終結 セッション33～セッション37]

音楽療法のセッションを始めて1年ほど経ち、クライアントに再就職への意欲が高まり、一人で外出もできるようになってきたので、最初に朝夕の障がい者送迎の補助係りを1か月間ほど続けた。

このことに慣れて自信が付いたので、月曜日から金曜日の午前9時から正午までは、清掃会社に雇用されて清掃の仕事もするようになり、音楽療法を受けることへの終結に向かっていった。

・セッション33

アイドルグループ嵐の『マイガール』のピアノ演奏をした。クライアントは「(演奏法について)何か目標を持って演奏したい。」と言うので、どのような演奏にするのかよく話し合い、エイトビートのリズムを聞きながら一緒にピアノ演奏することを試みた。

また、障害者を送迎するための補助の仕事を始めた。月曜日から金曜日までの午後4時からである。クライアントは、送迎車の利用者やその家族の人たちと話ができてとても嬉しいと語った。

・セッション34

クライアントは自分の好きな『トイレの神様』のレンタルCDを持参したので、一緒にその曲を聞いているうちに「この曲を弾きたい。」と言ったが、楽譜がないので次回までにセラピストが用意しておくと言った。

・セッション36

セラピストが用意しておいた『トイレの神様』の楽譜を見ながら、ピアノ演奏をした。大変満足そうな表情をした。

障がい者の送迎の補助だけでなく、清掃の仕事も始めた。

・セッション37

清掃と送迎の仕事が終わってから、音楽療法のために来談することが体力的に負担であるので、清掃の仕事に十分に慣れるまで、しばらく休みたいという希望がクライアントから出された。セラピストもクライアントの状況を十分に理解し、本人の社会参加(就労)を高く評価していることを繰り返し伝えて励ました。

その後も、メールや facebook により本クライアントと交流し、音楽の話をしたり、Aさんが関心を持ちそうなスイーツを紹介したり、コメントしたりなどして、支援と励ましをつづけている。

IV. 考察

まず本事例について全体的・総合的に評価すれば、短期目標(音楽活動に積極的に取り組み且つ楽しむこと)と長期目標(再び労働に従事すること)のいずれに関しても、十分に達成することができたといえる。この第一の要因は、クライアント本人と母親(さらに家族全員)が、2つの目標をよく認識し、セラピストもそれをよく共有し、3者(セラピスト、クライアント、母親)が毎回のセッションに意欲的に取り組んだためと考えられる。

このように2つの目標達成を支えたのは、各セッションにおける3者による地道な取り組みの積み重ねである。以下「結果」において示されたように4つセッション群(時期)ごとに経過を振り返り、それぞれの特徴や意義について検討しよう。

第1期では、クライアントのこれまでの音楽への関わり方を理解し、クライアントに即した音楽療法プログラムを立てることを目標とした。クライアントは幼少時から、親の勧めもあって音楽や絵画などの表現活動に親しんできていることから、音楽療法が本人の日常生活や精神的安定のために極めて有効であると判断された。

第2期では、本格的な個別音楽療法としてのセッションに移った。セラピストはクライアントの好きな音楽と一緒に聴いたり、演奏したりするとともに、「いつ」、「どんな時」、「どんなこと」がしんどく、辛かったかを話してもらい、受容的に傾聴した。クライアントは共に聴いたり、演奏したりするという共有経験を持つことを通して、過去のしんどかった出来事を冷静に振り返り、話すことができたと思われる。特に、クライアントが好むところの“優しい音色やゆったりとしたテンポの音楽”で関わる体験過程が、セラピストと「繋がっている」という実感を持つことができたことが、効果的であったと考えられる。すなわち選ばれた楽曲が、クライアントの感情状態や精神テンポにマッチすることの効果(同質の原理)が十分に働いたといえる。

第3期では、演奏中にクライアントの全身や指先の緊張がほぐれて柔らかくなってき

た。このことは、過去のしんどかった経験から解き放されて、演奏に集中し、かつ楽しむことが十分にできるようになってきたことを示しているといえる。同時に妄想などの症状が和らぎ、一人で外出できるようになり、さらに仕事をするこの意欲が出てきたことが窺えた第4期では、予想どおり、クライアントはまず障がい者送迎の補助的な仕事を始め、さらに併せて清掃の仕事もするようになった。音楽活動においても、自分の好きな音楽CDを持参して演奏したり、自分の好みの表現を考えて、セラピストと一緒に演奏したりすることにより、対等の立場に立って音楽を創造するように発展した。すなわち、クライアントは自分の生活を立て直していくために、セラピストとの間にほど良い距離を持つことができたといえる。

さらに、仕事と来談（音楽療法）を両立させることはしんどいからという理由で、クライアント本人から音楽療法の終結を希望したことも、クライアントの自立性の一面として高く評価される。

最後に、従来何らかの精神障がい者に対する音楽療法の適用は主に、医療機関における治療の一部としてなされることが多いようである。例えば平間（2010）は、成人の精神障がい患者に対し個別音楽療法を実施して、音楽活動やそれに伴う対人コミュニケーションが、妄想や幻聴などの世界から離れる時間を作り出す効果があると示唆している。また医療機関においては、集団音楽療法も多く試みられているようである。例えば山口と森本（2010）は、患者同士の集団音楽療法が対人関係を広げたり、自発性・活動性などを高める効果を認めている。同様に坂下（2008）も、精神科病棟における集団音楽療法の効果の条件について報告している。これら従来の諸報告とは異なり、本研究のクライアントAさんは治療というよりは再就労を目指しての個別音楽療法の適用という、恐らく従来見られない新しい試みであった（なお、Aさんは医療機関での治療は継続していた）。

このように精神障がい者などの精神的なダメージを軽減し、再び就労できるようになる

ための一助として、音楽との関わりが有効であるといえるが、今後は対象者の条件と音楽活動の条件の両面から、その効果を高めるための実証的・条件分析的研究が進められることが期待される。

終わりに

1966年に国際連合が採択（日本国発効は1979年）した「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」は、「すべての者がその市民的及び政治的権利とともに経済的、社会的及び文化的権利を享有すること」の権利を認めている。さらに締約国は、労働の権利を認め、それを保障するための適当な措置をとることを求めている（この権利には、個人が自由に選択した労働によって生計を立てる権利を含む）。したがって、この理念によれば障がい者などが、働きたくてもその場が提供されていない（または奪われている）ような社会であってはならない。

本クライアントのAさんは、人類普遍ともいえるこの国際規約の理想を実現すべく労働や社会参加に全力で取り組んでいる亀鑑と評価されよう。音楽療法士としての支援活動には、まだまだ数多くの課題があるが、Aさんが、音楽療法士の今後の活動への多くの貴重な示唆及び励ましを与えてくれたことに感謝したい。

文献

- Bunt, L. & Stig, B Music Therapy : An art Beyond word, 2nd ed. Routledge, GBR 2014
- 平間 史恵 統合失調症の妄想・幻聴に対する音楽療法の検証～音楽療法によりコミュニケーションが促進された2事例から～ 第10回日本音楽療法学会学術大会要旨集 p.8 2010
- 河村 美帆 重症心身障害を伴うA氏への個別音楽療法への取り組み～コミュニケーション手段の拡大をめざして～ 近畿音楽療法学会誌 Vol.10 68-75 2011
- 鯨岡 峻 発達障害支援の可能性 一こころとこころの結び目 花園学園大学発達障害セミナー4 2011

- 森山 公夫 「統合失調症」 ちくま書房
2002
- 村井 靖児 「音楽療法の基礎」 音楽の友社
1995
- 斎藤 環 「社会的ひきこもり一終わらない
思春期」 PHP研究所 1992
- 坂下 正幸 統合失調症に対する音楽療法の
効果に関する研究 —なじみの歌謡曲を使用
して生活リズムの改善をめざす取り組み—
立命館人間科学研究 17, 93-105, 立命館大
学 2008
- 山口 陽雄・森本美恵子 集団音楽療法活動
を通じて対人接触の広がりが見られた一症
例につて 第10回日本音楽療法学会学術大
会要旨集 p.88 2010
- 吉田 豊 統合失調症で長期間ひきこもっ
たAの事例を通して 日本音楽療法学会誌
Vol.9 168-175 2009

